

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、法令遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会、経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と、経営の健全性の向上を図ることによって株主価値を高めることを経営上の最重要課題の一つとして位置づけております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社橘海運	1,036,000	7.92
明治安田生命保険相互会社	955,000	7.30
株式会社北陸銀行	641,000	4.90
夏野 元秀	540,630	4.13
橘 慶一郎	531,000	4.06
三井住友信託銀行株式会社	466,000	3.56
住友生命保険相互会社	350,000	2.68
釣谷 真美	326,500	2.50
第一生命保険株式会社	320,000	2.45
日本生命保険相互会社	320,000	2.45

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第二部

決算期 6 月

業種 倉庫・運輸関連業

直前事業年度末における(連結)従業員数 500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 20 名

定款上の取締役の任期 2 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 16 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 6 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
亀田 儀作	他の会社の出身者											
四柳 允	他の会社の出身者											
釣谷 宏行	他の会社の出身者											
夏野 公秀	他の会社の出身者											
稲垣 晴彦	他の会社の出身者											
橘 奈緒美	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
亀田 儀作	○	取引関係、その他の利害関係はありません。	<社外取締役に選任している理由> 物流業界における豊富な知識と経験、幅広い見識を有していることから、当社社外取締役の任に相応しく、職務を適切に遂行いただけると判断したため、社外取締役に選任しております。 <独立役員に指定している理由> 東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、当社との間に特別の利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性が実質的に確保されていると判断したため

			独立役員として指定しております。
四柳 允		新港産業株式会社 代表取締役社長 射水市議会議員 取引関係、その他の利害関係はありません。	＜社外取締役を選任している理由＞ 長年にわたる企業経営者としての豊富な経験に基づき、実践的な視点から、当社取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献いただけると判断判断したため、社外取締役に選任しております。
釣谷 宏行		シーケー金属株式会社代表取締役社長 株式会社CKサンエツ代表取締役社長 サンエツ金属株式会社代表取締役社長 株式会社リケンCKJV 代表取締役社長 各社との間に商取引があります。	＜社外取締役を選任している理由＞ 長年にわたる企業経営者としての豊富な経験に基づき、実践的な視点から、当社取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献いただけると判断判断したため、社外取締役に選任しております。
夏野 公秀		射水運輸株式会社 代表取締役社長 同社との間に商取引があります。 株式会社エコ・マインド 代表取締役社長 射水建設興業株式会社 代表取締役社長 各社との間には、取引関係、その他の利害関係はありません。	＜社外取締役を選任している理由＞ 長年にわたる企業経営者としての豊富な経験に基づき、実践的な視点から、当社取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献いただけると判断判断したため、社外取締役に選任しております。
稲垣 晴彦		北陸コカ・コーラボトリング株式会社 代表取締役社長 同社との間に商取引があります。	＜社外取締役を選任している理由＞ 長年にわたる企業経営者としての豊富な経験に基づき、実践的な視点から、当社取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献いただけると判断判断したため、社外取締役に選任しております。
橘 奈緒美		タチバナアソシエイツ 代表 DHRインターナショナル株式会社 マネージング・ディレクター 取引関係、その他の利害関係はありません。	＜社外取締役を選任している理由＞ 長年にわたる企業経営者としての豊富な経験に基づき、実践的な視点から、当社取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献いただけると判断判断したため、社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の実数	4 名
監査役の実数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、定期的に意見交換を行うなど密接な連携を取ながら良質のコーポレート・ガバナンスの確立に努めております。

社外監査役の実任状況	選任している
社外監査役の実数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている実数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中村 正治	他の会社の出身者													
坂本 重一	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中村 正治		南陽株式会社 代表取締役社長 吉久株式会社 代表取締役社長 吉久株式会社は、当社の関連会社であり、相互保有株式は 55,250株です。	＜社外監査役に選任している理由＞ 長年にわたる企業経営者としての豊富な経験に基づき、実践的な視点から、適切な提言及び監査を行っていただけると判断し、社外監査役に選任しております。
坂本 重一		坂本重一税理士事務所代表 北陸電気工業株式会社社外取締役 上記重要な兼職先との間に特段の取引関係等はありません。	＜社外監査役に選任している理由＞ 直接企業経営に関与された経験はありませんが、税理士として税務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、適切な提言及び監査を行っていただけると判断し、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 1 名

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

会社創立以来、実施しておらず、特に検討していないため。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成26年6月期
取締役 16名 93,050千円
（うち社外取締役 6名 13,731千円）
監査役 4名 11,463千円
（うち社外監査役 3名 1,995千円）

- (注)1. 上記報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与が含まれております。
2. 上記報酬等の額には、当該事業年度中に計上した退職慰労引当金繰入額が含まれております。
3. 上記取締役の報酬等の額には、平成25年9月に退任いたしました取締役太田俊之氏に支給した報酬を含んでおり、監査役の報酬等には、平成25年9月に退任いたしました監査役三輪孝雄氏に支給した報酬を含んでおります。
4. 上記報酬等のほか、平成25年9月26日開催の第96回定時株主総会決議に基づき支給された退職慰労金(退任1名10,080千円)があります。なお、この金額には過年度の事業報告において開示した退職慰労引当金繰入額が含まれております。
5. 上記のほか社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬額は120千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針のあり
針の有無

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は株主総会で定められた限度額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、各個人への配分は世間水準・役位・業績等を勘案のうえ代表取締役が行っております。監査役については監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役の対応窓口は総務部が行い、また社外監査役の対応窓口は常任監査役が行っております。各担当部門は社外取締役への情報伝達を行い、併せて会議の資料及び必要書類等を作成しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会は社外取締役6名(うち女性1名)を含む15名の取締役で構成され、「株主価値の向上」のための経営方針、事業計画、組織および財務状況の施策についての意思決定ならびに進捗状況について企業経営における重要事項をすべて審議するとともに、当社ならびに子会社の業務執行状況の報告を受け監督を行っております。
2. 監査役会は、社外監査役2名を含む3名の監査役により構成され、原則として年間6回開催し、取締役の職務の執行に関する事項の決議・意見交換等を行っております。
3. 内部監査については、本店に内部統制室(要員3名)を設置し、年間内部監査計画に基づき当社及びグループ各社の監査に当たっております。
4. 会計監査につきましては、会社法ならびに金融商品取引法に基づく会計監査人に太陽ASG有限責任監査法人を選任しており、会計監査人は年間会計監査計画に基づき監査を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会による監督機能に加え、社外監査役2名を含めた監査役会による取締役の業務執行に対する十分な監督機能を有していると考え、現行の体制を採用しております。また、経営監視機能の強化と経営の客観性維持のため、企業経営において豊富な経験、知識を有した社外取締役6名を選任しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会日の3週間前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して定時株主総会を開催しております。
その他	株主総会招集通知及び事業報告等の添付書類一式を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIR情報にて決算情報を随時掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部にIR担当を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「内和外信」の社是のもと、内の和、外への信頼が将来にわたり受け継がれる伝統を大切に、地域社会との共生を変わらぬ理念として、会社を取り巻く全てのステークホルダーに対する満足度の向上を目指すとともに、健全な事業活動を通じて社会の発展に貢献します。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、地球環境に配慮した経営を行うことを経営方針に掲げ、全社で環境保全活動に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページにてディスクロージャーポリシーを掲載し、ステークホルダーに対する情報提供方針を開示しています。
その他	当社では、女性の活躍推進に向けて、育児制度の充実を図り、仕事と育児の両立に向けた職場環境の整備を行っております。また、女性の管理職への登用を積極的に行っており、2014年9月時点で2名となっており、今後も引き続き登用していく予定です。

IV内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役および使用人の責任の明確化、権限行使の適正化を図る。並びに違反・不正行為の未然防止、再発防止を徹底する。そのための社内規定の整備、資料の配布その他の啓蒙活動を実施し、役員、従業員における法令等・企業倫理(コンプライアンス)遵守に対する意識の醸成を図る。

(2) 内部監査については、3名による内部統制委員会を設置し業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、法令の遵守、資産の保全など内部管理の主要目的の達成状況を客観的、総合的に評価するとともに、問題解決のための助言・指導・是正勧告を実施するものとする。また内部統制委員会は、必要に応じ、監査役及び会計監査人と意見・情報交換を行うこととする。

(3) 経営に係る法律上の諸問題については顧問弁護士から専門的なアドバイスを受ける体制をとることとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については「文書保存規定」に基づき、適切かつ確実に検索が容易な状態で保存・管理するとともに、情報種別に応じて適切な保存期間を定め、期間中は閲覧可能な状態を維持することとする。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

会社の損失の危険については、それぞれの担当部署において、必要に応じ、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布を行う体制とする。重大事態発生時においては、損害・損失等を抑制するための具体策を迅速に決定・実行する組織として、社長を本部長とする危機対策本部を設置し、適切に対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、会社の経営方針及び経営戦略に係わる重要方針については常務会及び取締役会で決議した経営基本方針に基づき全般的執行方針を確立する。常勤役員及び部長以上で構成する幹部会議を月1回以上開催し、業務上の重要事項を協議決定、実施する。

5. 企業集団における適切な管理体制を確保するための体制

(1) グループ会社を管理する部署には担当役員を配置し、業務の状況は、定期的に取り締役に報告することとする。

(2) グループ会社はすべて取締役会設置会社とし、当社の役職員が取締役として就任し、業務の適正を監視できる体制とする。グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、内部統制委員会に報告するものとする。内部統制委員会は監査役と情報を共有し、当該グループ会社に対し、改善等の指導・助言を行うものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役の職務を補助すべき使用人については、その必要が生じた場合に監査役の求めに応じて配置することとする。

(2) 当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、会社の業務または業績に影響を与える重要な事項、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役に報告するものとする。また監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることが出来ることとする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は内部統制委員会と情報を共有し、取締役及び使用人の業務の適法性・妥当性につき報告を受ける体制とする。

(2) 監査役は取締役会に出席するほか、幹部会議その他の重要な会議に出席することが出来るとともに、重要な決議書類等の閲覧、業務・財産状況の調査等を行うことが出来ることとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応することを基本方針としております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

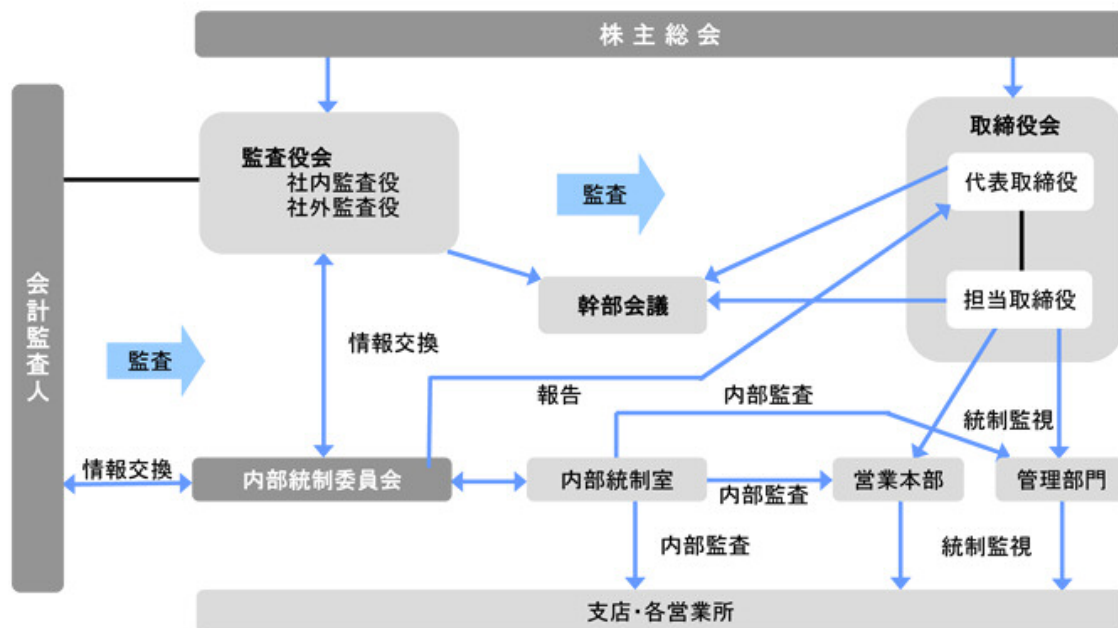
1. 会社情報の適時開示に係る基本方針

当社は、金融商品取引法及び東京証券取引所の適時開示規則によって定められている情報、並びに投資家にとって重要な情報を速やかに開示することに努めております。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社では、情報管理部門を総務部とし、各子会社・関係会社及び社内各部門から重要な会社情報の収集し、会計監査人の助言・指導を受け、開示の必要性がある情報については、情報取扱責任者を通じて、代表取締役社長に報告し、取締役会の承認を受けて速やかに開示を行っております。

コーポレート・ガバナンス体制



適時開示体制の概要

